

令和 7 年度福島県子育て支援員研修業務 企画提案公募要領

1 目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、地域子育て支援拠点等の事業に従事するために必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2 業務内容

子育て支援員研修の実施

基本研修、専門研修【地域保育コース：共通科目、選択科目（地域型保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）】

【地域子育て支援コース：選択科目（利用者支援事業・基本型、地域子育て支援拠点事業）】

詳細は、別紙「令和 7 年度福島県子育て支援員研修業務委託仕様書」のとおり。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 予算上限額

9, 850, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲

げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

(8) 県税を滞納している者でないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10) 共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員が上記(1)～(9)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

イ 共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

エ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。

オ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

6 スケジュール

・公募開始	令和7年6月 2日（月）
・質問受付期限	令和7年6月23日（月）
・参加申込期限	令和7年7月 1日（火）
・企画提案書提出期限	令和7年7月 7日（月）
・プレゼンテーションの実施	令和7年7月11日（金）
・審査結果の通知	令和7年7月中旬
・契約締結	令和7年8月上旬以降

7 手続き等

(1) 質問の受付

ア 提出期限

令和7年6月23日（月）17時必着

イ 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名は「【 質問 】福島県子育て支援員研修業務公募」と記載すること。

電子メール kosodate@pref.fukushima.lg.jp

ウ その他

(ア) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、県ホームページへの掲載をもって回答とする。

(2) 参加申込の受付

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式2）
- ・応募資格チェックリスト（様式2別紙）
- ・定款、規約等の写し
- ・令和7（又は令和6）年度の事業計画書及び収支予算書、令和6（又は令和5）年度の収支決算書

イ 提出期限

令和7年7月1日（火）17時必着

ウ 提出先

福島県子ども未来局子育て支援課

住所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎6階）

電話 024-521-8205

エ 提出方法

持参（平日の9～17時まで）又は郵送（書留郵便）による。

オ その他

(ア) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式4）
- (イ) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和7年7月7日（月）17時必着

ウ 提出部数

6部

エ 提出先及び提出方法

7（2）ウ及びエと同じ

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時

令和7年7月11日（金）午後

※対面方式により実施する。

※参集時間や実施方法の詳細については、参加申込者に別途通知する。

イ 会場

〒960-8043 福島県福島市中町8-2

福島県自治会館 4階 公益委員室

ウ その他

- ・提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ・時間は1者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ・出席人数は1者3名以内とする。

(3) 選定方法

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託候補者として選定する。

なお、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを選定の条件とする。

(4) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

ア 実施体制

- ・地域型保育コース及び地域子育て支援コースに係る事業の基本的な知識を有しているか。
- ・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。
- ・業務実施に必要な職員が確保され、円滑な業務実施体制が確立されているか。

イ 提案内容

- ・業務の目的・趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。
- ・研修スケジュールが効率的・効果的な設定となっているか。
- ・開催時期、実施方法、開催回数、開催場所や駐車場等について、受講者が参加しやすいよう配慮されているか。
- ・周知方法は効果的か。
- ・講師選定方法は妥当か。
- ・使用するテキスト、資料等が基礎知識の習得と専門知識のスキルアップを図る内容になっているか。
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。

- ・感染症対策に配慮した内容となっているか。また、災害や感染症拡大等の影響がある場合において、柔軟に対応可能か。

ウ 事業費積算

- ・積算内容及び積算額は仕様書に基づき適切な内容となっているか。

(5) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知するとともに、選定業者を県ホームページにて公表する。

なお、審査の内容は公表しない。

9 委託契約

県は8の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

なお、契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

10 その他

(1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・採択された企画書の著作権等は県に帰属する。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- ・参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。

(3) 次の場合は失格とする。

- ・応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- ・応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合
- ・プレゼンテーションに参加しない場合